



Title	国民社会の研究 第20巻
Author(s)	鈴木, 栄太郎
Issue Date	1962-06-16
Doc URL	<a href="http://hdl.handle.net/2115/77581">http://hdl.handle.net/2115/77581</a>
Type	manuscript
Note	国民社会の研究各論 第4章：国民社会の社会構造 『鈴木栄太郎著作集7（国民社会学原理ノート）』を出版した際のソースとなった原稿である（同書内での言及による）。
File Information	1023_0120.pdf



[Instructions for use](#)

20

NOTE BOOK

CONTAINING BEST RULED FOOLSCAP

國民社會の研究

第十卷

昭和二十八年七月十日

A  
30  
/  
353



意匠登録  
No.151492



20

目次

日本に於ける最近の増産と最近の増産

の存在と許容してゐる。その日本人の  
意識のほの底さが維持されてゐる  
いよ。このカワキスとの階級も平放  
りよりほゞ、或る若作は最低の  
近くおしづい、異に、幾多かの位  
度、下向を認めあつて、階級を構  
成する。或る若作の4階級による。他  
の階級より区別がある。若作の然り  
然し、同一の民の此の最低の階級に  
いよ、同一の人の意識の此の階級に  
の存在と許容してゐる。その日本人の  
意識のほの底さが維持されてゐる  
いよ。このカワキスとの階級も平放

さ水傳子。家か... 近... 一... の村

と何... 近... の最低の

村... 馬... 達人

下... 新... の村を...

是水... 村... の村...

時... 村... の村...

が... 村... の村...

... 村... の村...

... 村... の村...

水... 村... の村...

江... 村... の村...



以来の書法である。大逆無道者今を

昔の<sup>公家</sup>の<sup>書</sup>に<sup>似</sup>て<sup>居</sup>る<sup>所</sup>を<sup>探</sup>して<sup>見</sup>る

し今年<sup>の</sup>終<sup>の</sup>終<sup>の</sup>曆<sup>日</sup>の中<sup>に</sup>其<sup>の</sup>十<sup>を</sup>示<sup>す</sup>

の書<sup>凶</sup>が<sup>凡</sup>下<sup>さ</sup>る<sup>所</sup>を<sup>令</sup>や<sup>牙</sup>向<sup>は</sup>よ<sup>う</sup>

書<sup>凶</sup>や<sup>か</sup>平<sup>を</sup>平<sup>安</sup>の<sup>代</sup>

代<sup>の</sup>日<sup>志</sup>の<sup>心</sup>り<sup>変</sup>り<sup>な</sup>す

新<sup>旧</sup>と<sup>な</sup>る<sup>も</sup>二<sup>三</sup>は<sup>大</sup>に<sup>左</sup>用<sup>と</sup>大<sup>く</sup>

大<sup>我</sup>の<sup>同</sup>居<sup>で</sup>あ<sup>る</sup>所<sup>の</sup>中<sup>に</sup>其<sup>の</sup>十<sup>を</sup>示<sup>す</sup>

居<sup>せ</sup>し<sup>め</sup>て<sup>強</sup>し<sup>不</sup>安<sup>を</sup>成<sup>す</sup>る<sup>の</sup>を

い<sup>は</sup>本<sup>人</sup>の<sup>心</sup>の<sup>た</sup>く<sup>サ</sup>レ<sup>テ</sup>ス<sup>ル</sup>は<sup>甚</sup>だ<sup>く</sup>

外<sup>は</sup>な<sup>ら</sup>ず

階<sup>層</sup>的<sup>な</sup>上<sup>下</sup>の<sup>区</sup>別<sup>を</sup>対<sup>立</sup>を<sup>考</sup>の

の<sup>ま</sup>は<sup>本</sup>人<sup>の</sup>心<sup>の</sup>代<sup>り</sup>



統治階級は常に揚げて家長(戸主)である

宗(是)戸主への忠誠(孝)を重んずる(孝)

忠誠(孝)を重んずる(孝)は、其の後の政治代官階級

政府の機軸(軸)となる(軸)と云う(軸)た。

た。

戸主の下の戸員(家系)は、其の下の(家系)

奉仕(家系)が、其の下の(家系)代(家系)た(家系)る(家系)。

其の下の(家系)統治(家系)の(家系)口(家系)民(家系)体(家系)階(家系)級(家系)の(家系)

下の(家系)戸(家系)に(家系)忠(家系)誠(家系)の(家系)下(家系)に(家系)忠(家系)誠(家系)の(家系)下(家系)に(家系)忠(家系)誠(家系)の(家系)

の(家系)下の(家系)下(家系)に(家系)忠(家系)誠(家系)の(家系)下(家系)に(家系)忠(家系)誠(家系)の(家系)

の(家系)下の(家系)下(家系)に(家系)忠(家系)誠(家系)の(家系)下(家系)に(家系)忠(家系)誠(家系)の(家系)

合(家系)併(家系)の(家系)構(家系)成(家系)の(家系)よ(家系)り(家系)て(家系)な(家系)る(家系)。

6

日本国憲法

第一章

第一条 日本国は主権を国民に在りて、その形式は君主に在り、

第二章 天皇 第一条 天皇は神聖不可侵であり、その地位は継承される。

第三章 国会 第一条 国会は衆議院と参議院とより成る。

第四章 内閣 第一条 内閣は衆議院の多数を以て組織する。

第五章 裁判官 第一条 裁判官は独立し、その地位は終身である。

第六章 地方自治 第一条 地方自治は国民の権利である。

第七章 選挙 第一条 選挙は秘密であり、平等である。

第八章 地方自治 第一条 地方自治は国民の権利である。

第九章 地方自治 第一条 地方自治は国民の権利である。

第十章 地方自治 第一条 地方自治は国民の権利である。

第十一章 地方自治 第一条 地方自治は国民の権利である。

第十二章 地方自治 第一条 地方自治は国民の権利である。

1

は口民に對する統治の目的を以て  
 の保持統治の二方面に在りて其目的は  
 四福稼漁の治む口土の治むに在りて  
 けに口民統治は甚だ精微陳力不  
 あらざる思ふに紅蘇勤を以て其果の  
 の平有勤及官徳別機構等と云ふ  
 口民は一僮奴籍化せしむるに在り



あよか、丁建の内容の上に読者対象  
 を視認せしめ、マクスウェルハ  
 の態度を促している。人々の多  
 人の行為基準や価値観の  
 相互関係の上に読者の平  
 を認め基礎的社層の  
 した。パリスの場合、  
 序で基礎的読者の  
 して、この。ス、  
 読者の読者の読者の  
 を形方のものも足  
 を認許す。為、  
 10 パリスは習得的な人々の



及か東一で日境の遮断界の確立が  
第一で、完結社会体制の確立が第一  
である。完結社会体制の中は如何  
なる集団が第一で支配的であるか、  
その同じには遠及の付を固くし、  
集団相互の同任、社会的平衡、安定  
のためには、集団の総合的組織はとん  
な配列を必要とするか、などの同じ  
である。これ日境内の総合的統一  
の概念による定例し得るべきである。

七月十日

都市に存する機関

都市に存する機関の最も多くは職  
場としての機関である。生活衛生  
集團の活動の本據としての機関  
もある。組合活動の本據又は集  
合の場としての機関がある。また  
なかか結核の慢性に罹るものがある。  
は書面である。

七月三十一日

余の社会構造とマートン等の社会構造の

別（正解）の存在価値

両者は同一の文字を用いたが

概念的に異なるものも意味して

組織化に適用するは異なる。

相異なる点も他人ありと思ふが

マートンは社会構造の中心認め

社会統一と互の統一を構成

す。他人との関わり認め。互の

材料の上に社会構造を築く。

互の統一構造は互の統一の中

各個人の地位と階級を見出す

事による破綻の少。各個人の地位

と階級を階級的に認めらる。

14

の国家性の強弱の別及ん

可能性の程度にも同じである。

私の保存構想は右の総合的統一作の内に  
有つてゐる各様の集團の機能と構  
造の総合的統制ルネリとの集團。

如何なる機能があるのか統一作の興亡感

を以て決定的な力を得てゐるのか又その

統一作の構造ルネリ。管理の統制をい

ていふかを明らかにしてゐるものである。

日本の口は統制をいつて来るとは、マートン

氏の保存構想によつて統制を道めて都

合である場合である。私の保存構想によつ

て統制を道めて都合である場合である。

金口氏の著作についてその地位と役割

15

分地  
日本人民の大衆は、  
は明白な事象として認め合つていふもの  
である。

を容れし我爾をい得し其分には、マートン  
による考察は、<sup>終りに立つ</sup>必ずしも其不多い。

最高に天守最低の程に非ず我爾

氏を認め合つた上り、及び氏のハートン

辨別を我

あり。日本人民は最高最低の

両程に生活してゐるが、又長年の同

武器の保有が限られたるが、又四角

海を隔して夫々の為め、日本人はや

特殊の習性をもつてゐるが、又現

解さねば、<sup>流カ</sup>

いねの七口民生活の流中の絶えざるもの

去るを意味する構造上の交代の

細

66



下はあつて、これに等質を同質として充て  
吟味を必要とする。

他は、この口民

此は、この口民

今の丁中の状況を析述して、自ら

國は如何なる集團か、私小

今措置の概を述べ、口民

に存する一帯の集團の終極的

集団の概を述べ、口民

今、この口民の状況を

概を述べ、口民

八月一日

都市は日本の小さな雛型である。

構造上からして投機にあっては都市は

日本の小さな雛型である。

日本の良きところは統治構造の組織

係が生れ元の都市も同じく同じ

対する同じ構造の組織体大なり。

統治活動から実上の民生生活の令

疑義に及んつゝ協に同じ活動も

多量上同じ国民の生活の令疑

感に及んつゝ。

統治活動初り同じ活動の一部に

過すやう。

日本の統治活動はその中核機関

右は

であらう。政治の  
てある。政治は考慮され、  
てある。首都は直接には考  
い。

都市の同生活物は同歩  
官廳を合んていふ。あ  
その幾同の集令して、  
都府<sup>都府</sup>か考えよ。行政官廳

を財ハ重要要親するは  
政治をまきりて、加  
は民生の管理をなす。同  
そのしんは小は都市の構  
市の管理をたしといふ。

2012  
12の都市は皆その同歩  
の管理をたしといふ。

2012  
12の都市は皆その同歩

上に成るしういよよ、五、二、は行政格

差が特々中への様因下ありしはたをを

し京は中央機關の中特に行政機關

以上に成るしういよよ、五、二、は行政格

中央行政機關のあり首都と地方行

政機關のあり地方都市と行政機関

物いつたやかやし異なり、都市は

行政の擔負は異なる、然し

都市行政の中に長たより、その才

能性がある、

本の長官新任都市活動の中へ

あ、と共に政治活動の中へあ、

し民生活の政治活動と、民生



行政制を期待されていよ。

このことの都市もその周を圍成

おけよ金葉を落し金の積集の位

をいよをたぬておけよの役制を期

にすよといよ。その中余の民に金の

のけよ首都に比す可きものにあよ。

この都市もその中であるよは都

下そのものか日本に社におけよ

首都の雛型であるよを意味

すよ。首都がその市域の外に圍成

回として金口共を有すよ地方の

都市もその市域の外に圍成

の金地を域の集積を有して

首都と知事存在市は

よ。若しその市域内の行政庁(都庁)

がある外に金口は号令する。金中央官

庁がある。の比すす不地不市役所の

外に左の国が圏である知内は号令す

知事がある。

知事知事存在市以外の市はこれより

自治体である。その市のための市役所

がある。この市の国も圏に号令す

知事は存在しない。

この市の自治体は知事存在市と首

都は同様の性格が認められる。及

以下の市はこれと全く同様と

である。

昨日日本の市は首都と並ぶ大

な都市とその他の市の三艘に

区はさす可なりである。

この他の市は町又は市がその管

轄区域内の集落に對して同

様の立場にある場合は多いであ

らう。むしろさうでない場合は累

々と出て来ることがある。

さうして見れば全日本を支配する

政治力の中へは、大都市の中心

部の地位は、何れの都市にも見

られる下はなほある。即ち都市は

この配下にある。換言すれば是れ

集

支配し、そして標取す。口宛の會  
士であるところでは、その本

八月

物家の機關一般の支配権標取権

の法権を同じにする必要が、もし

之を認めれば、多分、その買の買得

の合性、と云ふ表現が、結果、買と云ふ

の、より、更に近いのである。

物は、竹の、木、や木の、竹、の、買、竹、一、

た、云、云、の、竹、より、分、ル、竹、葉、の、

多、少、同、物、不、あ、り、か、竹、葉、の、買、と、

その、小、が、次、不、く、に、合、性、の、竹、の、買、

即、ち、其、中、心、に、向、か、同、物、と、云、

これは統合である。前者は中心も  
流れは右は若手より中心に過ぎる。  
同好である。前者は判断する目的。  
これは民を導く事。私の都市観  
家の方針がいふは存在に任せて  
下である。

これと異なる。上は人の習性  
は象は口説の一人の活動は合作して  
上に向って行く方針による。其は強  
なく。上は下は送る出るものが  
即ち大衆心に分けたと見る場合が  
般である。かりやばり着るの操  
此としては上からのものを分けると

行く分取遊玩場として解可する  
ある。

分取遊玩場としての都市の役割り  
お分け遊玩操作の年数料の額に  
つて擇取的にも見られる。職業の格に  
見られる。都市は結帯として見ると  
身、操取のと解可する。は充分に  
把握するようである。

社会の機能も都市が分取り述お分け  
の遊玩操作に外ならぬ。市民大衆の平  
等遊玩のみに内外の校場獲得勢力  
をより防衛する活動の市民に対する  
既分、市民の生活協力の為の活動の

配分の<sup>仕</sup>方の年令別地域別十分け

等仕事が口宗の<sup>仕</sup>役割と云えよ。

えしここのわづけさ九<sup>味を</sup>た<sup>ち</sup>役割りを口

比が正しく実行する為に智石監執

りよのも口宗の<sup>仕</sup>役割と云えよ。

也代口宗の<sup>仕</sup>にあり口宗は一應右の如

く<sup>仕</sup>役割を果す様に<sup>仕</sup>役割が整備をせよ

よ。けれどもその<sup>仕</sup>役割の中で<sup>仕</sup>役割

を<sup>仕</sup>役割が<sup>仕</sup>役割を<sup>仕</sup>役割を<sup>仕</sup>役割

口宗の<sup>仕</sup>役割が半身不随にたつて

よ場合もある。選<sup>仕</sup>役割の<sup>仕</sup>役割を<sup>仕</sup>役割

は<sup>仕</sup>役割不正が<sup>仕</sup>役割<sup>仕</sup>役割が<sup>仕</sup>役割

よ。

近代の日本が作るべきの年令別地域  
別行動より分枝 漸者としての組織は  
階級の道である下であるがその運用  
は大きくてある場合もある。都市  
行ふその国を囲む人の生業  
漸者としての実際 <sup>の故</sup> といつて大抵  
何れの子かある。都市は日本  
に存在 勿論 型であるが明確な  
ルがある。

方法

統治の過程として

統治の過程を述べるとして

口内の人同様の型の一部

口内における口内型の作

統治文化の日本の旧習が今更には保たれて

統治文化の口内型

余は家族、系族の次の社会は村型

これはあまが、都市は都市型

口内は僕が統一統治の並みへ

口内日本人意識

戦後共産党の暴行の祭壇と口内絶望の

口内社会の原理を決定

生活構造の

生活構造の

口内社会の

口内統治現象

口内の社会構造

口内日本の社会意識

口内の知力と対立

口内社会の現状と其の分析

口内社会の成長方式

生業に準ずる活動の模範

学校は生業に準ずる生活である。所が

模範を示して形成されるべきものである。

か、その目的は生業の準備である。毎活動は

にもある。そのための模範を示すべきである。

成す必要あり。生業の準備である。

自治体と共に都市形成の推進は

して取組むべきである。この生業

の準備は生業活動の準備である。

である。生業の団体の活動の準備である。

形成の模範を示すは当然である。

学校は生業の準備の準備である。

学校は生業の準備の準備である。

の支那。都市には結核の株園がある。  
柳を「集束」しては垂として生かす。活物  
の本懐としての株園であるが、世に道徳  
果園活物が多い。この「準生量」  
活物の本懐としての株園。十年と昔の想  
出して来ると、その中は生活振興  
果園の活物の本懐がある。その実生  
業と生活振興果園活物と区別  
かたは、株園があり、株園を  
アマヤシ競作園の本懐。アマヤシ詩人  
田の本懐が一層をわけて、その場合、  
あつてある。こんなものが、増加して

く何向作ると知つて在るなら

此下日本人は少くつ生活のゆとりが

あつたし、やむを得ない計画的に考慮を

うけては、いよいよ大企業の本格

で生業の整備、大で精一杯の時代が

来つてゐる、と云ふ事がある、  
のり

八一七、

生活は新... 僭りの... 記... 人何... 何か最

... 誠... 不... 誠...

... 誠... 誠... 誠...

馬事公苑の遊歩の記

蟹橋君と道子の様けら川へ出た天の遊歩の  
橋の奇麗なア。ハトより馬事公苑へ行つた  
。今オリビロの準備の為に何大をクアア  
かボカルかまい前にな。鏡管ツクリの連絡  
を建途中のみに入れも伏設のしので大工を  
と荒てた。

場内には豆の畑や競馬場が有りその  
外周の林の奥に池がある。其れが表層の比  
の散策によいところである。オムト  
が花のよう。石が飾うかま。草の  
よのゆらぎ。この公苑の存在の意義はついに  
語しあつた。

日本が国家的統一の途の此に懸出民族の  
素冠の冠や兵器の器としての馬の價値が  
明治時代を以て是の格<sup>の格</sup>自御車<sup>の儀</sup>の發達  
及び馬は漸次價値を失ひ去りて海  
峯大衆の運搬馬は此の格<sup>の格</sup>自御車<sup>の儀</sup>の道具  
として垂と<sup>と</sup>切<sup>り</sup>の<sup>り</sup>年候の<sup>り</sup>大砲の  
牽引に<sup>に</sup>少<sup>し</sup>用<sup>ひ</sup>と<sup>も</sup>な<sup>ら</sup>ず<sup>な</sup>る。然し  
長馬による大砲の牽引は昔に<sup>に</sup>比<sup>べ</sup>て  
用<sup>ひ</sup>られずして自御車<sup>の儀</sup>が<sup>に</sup>代<sup>り</sup>つ<sup>た</sup>た<sup>め</sup>  
その<sup>に</sup>も<sup>も</sup>日本<sup>の</sup>兵力は<sup>も</sup>あ<sup>ら</sup>ず<sup>な</sup>る<sup>こ</sup>と<sup>も</sup>  
た。

とり口家が馬種の改良のため、大才な  
種駒を併し時代はすき、競馬は累



總督の)を造るのは当然に水櫃はより重く  
ある。オリのビールの蒸発に用いられる蒸発器  
が五分の半を占められる。勿論、これは  
今更だ大連産物を造るに必要はない。  
思ふにこれと日本の交通のついでに煤を  
こいておいて、不食は暫くたつた。煤は  
も存続出来る。その存在は、  
ので、あれ程の軍の力に上つて、  
いふ馬の育成も、  
や、  
か、  
か、  
の